JR東海労幹関西地「申」第35号 2021年5月31日

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社支 社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部 執 行 委 員 長 小 林 國 博

「5月16日のひかり633Aの事態」に関する緊急申し入れ

5月16日、ひかり633号の運転士が、走行中に生理現象が発生したため、車掌長 を運転台に呼び、3分間運転室を離れる事態が発生した。

報道によると、会社は「運転士らの処分について厳正に対処する」と言っているようであるが、このような厳罰主義ともとれる対応は到底認められない。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

- 1. 今回の事態の経過と今後の対策について、詳細を明らかにすること。
- 2. 心身異常を自覚したときは運転士の判断で列車を停止させ、指令には事後報告とすること。
- 3. トイレに行くことを指令に報告した場合、乗務後の事情聴取は行わないこと。
- 4. 関係者への日勤教育を直ちにやめ、処分は行わないこと。
- 5. 今後は、新幹線動力車操縦者運転免許証を持った乗務員を必ず1名以上を車掌として乗務させることを基本にした車掌3名体制とすること。
- 6. 前記のためにも、運転士要員を確保するために、54歳以降の原則出向をやめること。

以上